

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 28 日

秋田県知事

提出者

住 所 秋田県能代市字大森山1-6

氏 名 東北電力株式会社 能代火力発電所

所長 清野 幸典

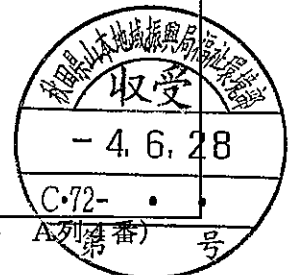
電話番号 0185-55-0291

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東北電力株式会社 能代火力発電所
事業場の所在地	秋田県能代市字大森山1-6
計画期間	2022年4月1日から2023年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気業・発電所 [3311]
② 事業の規模	別紙のとおり
③ 従業員数	別紙のとおり
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2021 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (有害)	
	排 出 量	149.21 t	t
	(これまでに実施した取組) ・有害成分の少ない炭を使用するなど、環境に配慮している。 ・新炭種は性状分析値を確認のうえ、混炭により低灰分となるよう調整し、排出量を抑制している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (有害)	
	排 出 量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取り組みを継続していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特別管理産業廃棄物は、他産業廃棄物と混同のないように分別し、処理工程へ出す。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・これまでに実施してきた取り組みを継続していく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
			—
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
			—
			—

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	全処理委託量	149.21 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	11.57 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
・過去に委託実績がある会社へ依頼をした。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん (有害)	
	全 処 理 委 託 量	0.00	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.00	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取り組みを継続していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2021 年度) 実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	149.21	t
	(今後実施する予定の取組等) ・2022年度より電子マニフェストによる管理を予定している。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理廃棄物処理計画

東北電力株式会社
能代火力発電所

1. 事業場の概要

(1) 事業場の名称

東北電力株式会社 能代火力発電所

(2) 事業場の所在地

秋田県能代市字大森山1-6

2. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

(1) 事業の種類

電気業・発電所【3311】

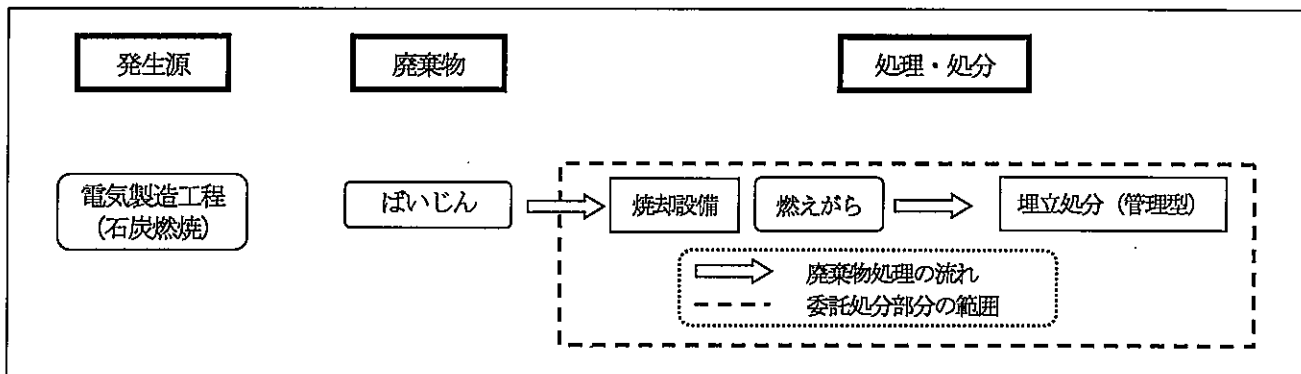
(2) 事業の規模

送電電力量 12,025,594MWh (2021年度実績)

(3) 従業員数

発電所：118名 (2022年4月1日現在)

(4) 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



3. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制および職務

管理者・責任者	産業廃棄物処理施設管理者	所 長	清野 幸典
	廃棄物管理責任者	所 長	清野 幸典
	産業廃棄物処理責任者	副 所 長	渡辺 雄志
	特別管理産業廃棄物管理責任者	運営企画グループ 課長	中木 仁
	産業廃棄物最終処分場技術管理者	運営企画グループ 副長	松川 崇志
職務・業務分担	産業廃棄物処理施設管理者	産業廃棄物に関し最高責任をもつ。	
	廃棄物管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の適正な管理・処理に関する指示・指導 2. 産業廃棄物処理計画等の策定および定期的に把握した実績に基づく同処理計画等の見直しに関する指示・指導 3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に定められた発注者の責務を遵守するための指示・指導 4. 元請会社に対する産業廃棄物の適正な管理・処理に関する指導・確認 5. 一般廃棄物の排出抑制, 分別回収等, 適正処理に関する指示・指導 	
	産業廃棄物処理責任者	産業廃棄物の適正な処理を行うために指示, 命令し, 実務上の最高責任をもつ。	
	特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため, 廃棄物の適正な管理・保管・処理に関する指示・指導を行う。	
	産業廃棄物最終処分場技術管理者	産業廃棄物処理施設を廃掃法に基づく技術上の基準(維持管理の基準)に違反しないよう, 処理施設を維持管理する作業員への指示・指導を行う。	
	総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者, 責任者に関する選解任手続き 2. 請負業者の工事に伴い生じる産業廃棄物の種類, 性状および排出量の把握ならびに処理方法についての指導・管理 3. 産業廃棄物の処理に関する記録作成ならびに保管 4. その他必要な事項 	
	運営企画グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物処理施設に関する届出 2. 産業廃棄物処理計画および実績に関する官庁報告 3. 産業廃棄物委託契約の締結(汚泥, 石炭灰等)に関する事項 4. 産業廃棄物処理の総合実績把握および記録作成ならびに保管 5. 産業廃棄物の処理に関する記録作成ならびに保管 6. その他必要な事項 	
	発電グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物委託契約の締結(汚泥等)に関する事項 2. 産業廃棄物の処理に関する記録作成ならびに保管 3. その他必要な事項 	
	技術グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 請負業者の工事に伴い生じる産業廃棄物の種類, 性状および排出量の把握ならびに処理方法についての指導 2. 産業廃棄物の処理に関する記録作成ならびに保管 3. その他必要な事項 	

(2) 管理体制図

